宿泊事業者支援策（案）

① 宿泊税システム整備費補助金	宿泊税の導入に伴う宿泊事業者のシステム整備等を支援し、事務の電子化を含めた負担軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図る目的で、一定額を交付する。	
	交付額	補助対象事業に係る経費の10/10
	交付限度額	50万円（機器購入費については20万円）
	補助対象事業	レジシステムの改修及び構築費、ソフトウェアの改修及び購入費、PC・タブレット等機器購入費、HP改修費等　※宿泊税の導入に伴う経費であること
② 特別徴収事務報償金	特別徴収義務者には新たな事務に要する負担が発生することから、特別徴収事務報償金を交付する。	
	交付額	期限内に申告納入された宿泊税額の3.0%を交付
③ 観光振興に対する協力金	観光施策の周知、PR及び宿泊税を活用した観光施策の検証等に活用するための宿泊者統計データへの活用協力に対して協力金を交付する。	
	交付額	特別徴収事務報償金と同額